

平成26年第3回県議会定例会まつざき議員答弁資料

1. 知事の政治姿勢について

(1)安倍政権の「戦争する国づくり」と奄美への自衛隊基地建設問題について[知事]

自衛隊には、本県における大規模な災害時の救助活動や離島急患搬送などに協力をいただいております。県民の安心・安全の確保に大きく貢献していただいているところであります。

防衛省の今年度の予算では、南西諸島における災害を含む各種事態の発生時の対応に万全を期すため、南西諸島に警備部隊を配備する計画が示され、去る8月12日に防衛副大臣が奄美市、瀬戸内町を訪問し、それぞれに部隊を配備する方針が示されたところであります。

自衛隊の部隊の新たな配備については、地元自治体の理解を得ることが必要であると考えておりますが、奄美市長及び瀬戸内町長は受入を表明し、また、地元も積極的な誘致活動を展開しているところであり、県としても、両自治体の意向を踏まえて、対応してまいりたいと考えております。

(2)消費税の10%への増税問題について[商工労働水産部長]

①本県経済の現状認識及び消費税10%への引上げに対する見解について

県内の経済情勢は、個人消費は乗用車の新車登録台数が前年を上回り、小売動向も、消費税率の引き上げの影響が和らぎつつあるなど総じて見れば底堅く推移しております。家計調査を見ると、本年4月から7月の鹿児島市の二人以上世帯の消費支出は、消費税率引き上げの影響などもあり、前年同期比マイナス6.2パーセントとなっておりますが、毎月勤労統計調査によると、常用労働者一人当たりの平均月間現金給与総額は、消費税率引上げ後において、物価上昇を考慮した実質賃金で、前年比プラスで推移をいたしております。

このほか、公共投資についても、堅調に推移しており、雇用情勢も改善傾向が続いていることなどから、県内経済は、消費税率引き上げによる影響を伴いつつも、全体としては、景気は、緩やかに回復しつつあると認識をいたしております。

消費税率の引き上げが実際に地域経済に及ぼす影響については、一般的に、消費税率の引き上げ時の個人消費の動向、生産活動、雇用情勢などの経済状況によって左右されるものと考えております。

②外形標準課税の拡大について

平成25年度に法人事業税の申告を行った県内の中小企業約2万5千社のうち、課税されるべき所得がなかった企業は約1万7千社でございます。

外形標準課税の拡大については、今回の法人税改革は法人の国際競争力の強化等の観点から議論が行われていること、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しいこと、

中小企業に係る税率は、経営に対する配慮から低く設定されていることなどを踏まえて、慎重に検討する必要があると考えておりまして、全国知事会などを通じて、国に対して要請してまいりたいと考えております。

(3)川内原発の再稼働問題について[危機管理局長]

①審査基準が世界最高レベルである根拠について

原子力発電所の新規制基準については、福島第一原発事故の教訓やIAEA等の国際基準を踏まえ、地震、津波等による施設の損傷を防止するため、設計上の基準を強化するとともに、炉心損傷の防止対策など、万一のシビアアクシデントが発生した場合も対処できる基準を設けております。

また、規制委員会の田中委員長は、国会において、「新しい規制基準は、現時点では世界最高レベルのものというふうに考えている。」と答弁しているところであります。

②同意の対象の範囲について

再稼働に当たっては、地元の同意が求められるという法的なスキームはありませんが、原子力発電所の建設からこれまでの経緯や立地自治体として担ってきた重い責任等を踏まえ、鹿児島県と薩摩川内市の同意が必要であると考えております。

③再稼働の判断の時期について

川内原発については、9月10日、規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われました。これにより、川内原発については、安全性が確保されることが確認されたと考えております。

県としては、10月9日から薩摩川内市など県内5か所で住民説明会を開催した上で、薩摩川内市議会、薩摩川内市長及び県議会の意向などを総合的に勘案して、川内原発の再稼働について判断することになると考えております。

なお、工事計画認可及び保安規定認可に関する審査は継続されておりますが、このことが再稼働の判断の時期に影響を及ぼすものではないと考えております。

④事故発生の場合の国の責任と再稼働に係る同意についての県民への責任について

川内原発については、9月12日の経済産業大臣からの文書により、再稼働の前提となる安全性の確保や、万が一、事故が発生した場合の国による責任をもった対処など、政府の方針が明確に示されたと考えております。

また、県では、住民説明会を開催した上で、薩摩川内市議会、薩摩川内市長及び県議会の意向などを総合的に勘案して、川内原発の再稼働について判断することとしておりますが、県としては、今後とも、避難計画の充実や防災体制の整備に関係市町と連携して取り組むとともに、九州電力に対しては、安全確保、環境の保全、関係法令の遵守等を強く要請してまいります。

〈再質問〉[知事]

「世界最高水準の基準である。」これは規制委員会の田中委員長の御発言であります。我が国の最高のこの分野における知性の方が、ああいう規制委員会を作られまして、基準をキチッと明確に示された。

従いまして、我々としては、その専門家に委ねるわけでありますから、その専門家の意見を聞くのが、1番妥当ではないかと考えております。

コアキャッチャーの話とか、その、格納容器のダブル化という話がございましたが、それにっきまして、審査書において明確にその考え方が、示されておりますので、440ページの極めて詳細な審査書であります、そうしてまた付属文書もついていますので、なかなか読み解くのは大変でもありますけども、私としては、田中委員長の発言を信じたいと思います。

〈再質問〉[知事]

同意の範囲は、従来から言っているとおり、これは鹿児島県と薩摩川内市で、私は十分だと思います。

PAZ、UPZの地域が、若干変わりましたが、とはいえ元々、この建設以来、色んな過程がございますし、色んな対応がありました。

その上に立って、現時点で判断するわけでありますので、薩摩川内市と鹿児島県の判断で、私は十分だと考えております。

(4)水俣病被害者の救済について[環境林務部長]

①水俣病被害者の「あたら限りの救済」について

県といたしましては、「救済を受けるべき人々があたら限りすべて救済される」ことを旨とする特別措置法に基づき、できる限りの周知・広報に努めますとともに、関係機関の協力を得て、丁寧に審査を進めてきたところでございます。

本県においては、約2万人の方から申請があり、約1万5千人の方々に水俣病被害者手帳の発行などを行ったところであり、県といたしましては、法の趣旨に沿うよう努めてきたところでございます。

②水俣病特措法の地域ごとの申請件数等について

救済措置の地域ごとの申請件数等については、申請者の居住地の異動や居住期間などの居住歴が様々であり、その分類は困難であると考えております。

個々の申請者については、「救済措置の方針」に基づき、判定しており、非該当の主な理由としては、対象となる症状を確認できなかったことや、対象地域外であり、かつ、水俣湾周辺の魚介類の多食が認められなかったこと、対象年齢の要件を満たさず、かつ、母体を經由してメチル水銀のばく露を受けた可能性を確認できなかったことがあげられます。

③水俣病特措法の判定に対する異議申立てについて

救済措置の判定については、昨年の2月にお示したとおり、行政不服審査法にいう

処分には該当しないため、異議申立ては、匿に却下の決定を行ったところでございます。

④水俣病に係る住民健康調査等について

生活環境を含む住民健康調査について、国は、「該当者が数十万人と推定され、居住歴の調査や診断に必要な医師等の人材確保が困難である」としております。国は一昨年2月に「水俣病問題の解決に向けた当面の取組」を公表し、メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査研究等を推進するとしております。

県としても、国の調査研究に必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

⑤今後の水俣病対策について

今回の救済措置に該当しなかった方で、健康不安のある方には、医師の健康診査等を年1回無償で行うフォローアップ事業を実施し、健康不安の解消に努めており、救済措置に申請されなかった方であっても、同様の健診事業を一昨年度から実施しております。

また、県といたしましては、引き続き、相談窓口での対応や公健法の認定業務等に、取り組んでまいりたいと考えております。

2. 子どもたちの健やかな成長のために

(1)特別支援学校の給食について[教育長]

①食機能に応じた調理員と委託費の確保について

学校給食を実施しております県下全ての特別支援学校においては、自校方式または給食センター方式によって、医師や栄養教諭の指示、指導のもと、児童生徒の食べる機能に応じた給食の提供に努めており、必要な人件費や委託費などの予算は、確保しているところでございます。

②中種子養護学校の給食の現状について

当該児童は、管を利用して栄養剤を注入する「経管栄養」を主な栄養摂取の方法としております。

口から栄養を摂る「経口摂取」につきましては、当該児童にとって相当な体力を要しますことから、かかりつけの医療機関の指導により、食事前の体温測定や食事時の気管詰まりの確認に血中酸素濃度の測定を常時行いつつ、本人の体調を見ながら、まずは、飲み込む機能の向上訓練を行っております。

このようなことから、学校では、安全を最優先し、牛乳及び肉や野菜の味がしみこんだスープにとろみをつけるなど、学校給食を活用した、最も安全で効果的な方法で摂食機能の向上を図っているところでございます。

③中種子養護学校の給食の改善について

中種子養護学校は、中種子町立の野間小・中学校「あかつき教場」を前身に持つという設立当時の経緯から、給食を町立の学校給食センターに委託しており、現在、同校の小学部から高等部までの児童生徒全41人に対して、アレルギー対応食を含め、良

好な給食を提供していただいているところです。

今後とも、給食センターと連携しながら、より安全で安心な給食が提供できるように努めてまいりたいと考えております。

(2)子ども子育て支援制度について[県民生活局長]

①子ども・子育て支援新制度における県の役割について

新制度においては、市町村が、幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援を総合的に実施する主体となり、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を実施し、国及び都道府県は、市町村の取組を重層的に支えることとされております。

また、県は、市町村が行う支援給付や地域の支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言や援助を行うとともに、特に専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を講じることとされています。

県及び市町村は、平成27年度から5年間を計画期間とする子ども・子育てに係る計画を策定することとなり、県としては、その役割を踏まえ、市町村や関係団体と連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

②幼保連携型認定こども園へ移行する場合の保護者への説明について

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を図る大きな制度改革であります。県としては、国から制度概要が示された本年2月以降、その内容等を周知するため、事業者向け説明会や意見交換会等を開催してきているところです。

また、認定こども園への移行を希望する事業者においては、既に護者への説明を開始し、理解促進に努めております。

県としては、今後とも、市町村と連携を図りながら、事業者に対し必要な助言や情報提供等を行い、保護者への説明や理解促進を図ってまいります。

③相談・苦情の窓口設置について

相談窓口については、県内全ての市町村において、既に設置されており、県においても、保護者や事業者などからの相談に対応しております。

また、国や県の資料を、市町村をはじめ広く配布し、県のホームページへも掲載しているところです。

各市町村は、これらの資料を活用するなどして、説明や相談等に対応しております。来年4月の新制度実施へ向けて、今後、作業や手続きも本格化していきますことから、保護者や事業者からの相談等については、県や市町村の窓口を通じて十分な対応をしてまいります。

(3)医療費助成制度の現物給付について[保健福祉部長]

①現物給付化の意見書に対する受け止めについて

県単三医療費助成制度に係る現物給付化を求める意見書等については、鹿児島

市議会や県市長会など、それぞれの立場からの声をいただいたと認識しております。

県としては、これらの医療費助成制度については、受診される方々に受診に伴うコスト意識を持っていただくという健康保険制度の趣旨を踏まえて、「償還払い方式」を導入しております。

「現物給付方式」を導入した場合、他県の導入例から医療費助成額の増嵩が見込まれることや、市町村の国民健康保険に対する国庫負担金が減額されるため、県だけではなく、市町村及び国保保険者へ影響が予想されますことから、現物給付での対応については、現時点では考えていないところであります。

②環物給付を実施する市町村に対しての県の医療費補助について

県単三医療費助成制度については、受診される方々に受診に伴うコスト意識を持っていただくという健康保険制度の趣旨を踏まえて、「償還払い方式」としてあります。

「現物給付方式」を導入した市町村に対し、医療費の補助を実施した場合、他県の導入例から医療費助成額の増嵩が見込まれますことや、市町村の国民健康保険に対する国庫負担金が減額されますことから、財政力の脆弱な自治体にとっては、対応が厳しいと考えられ、市町村の財政力の違いにより市町村間での格差が生じることとなります。

このため、県としては、これまでの「償還払い方式」のまま、県下統一した形で実施することが望ましいと考えております。

〈再質問〉[保健福祉部長]

群馬県の事例でしたけれども、これは群馬県におけるアンケートの一事例としての意見でございますけれども、またこれまでも申し上げておりますとおり、県単三医療費助成事業につきましては、現物給付導入した場合、他県の導入例から医療費が増嵩することが見込まれておりまして、単純に試算しますと県市町村分合わせると約37億円の負担増、このうち半分の18億円余りが県の負担増ということでございます。これを一般財源ですべてまかなわなければならない。そういう中で、本県の財政状況では非常に厳しいものがあると考えております。

県としては、国のほうにも新しい助成制度を要望しておりますが動きがございませんので、県としては現在のところ現物給付での対応については考えていないところでございます。

(4)元鹿屋市立中学校長のわいせつ事件について[教育長]

当該事案については、最高裁の上告棄却決定により確定した判決において、元校長の生徒に対するわいせつ行為が認定されたことを県教委として重く受け止め、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたことから、鹿児島県職員退職手当支給条例第14条第1項に基づき退職手当の全部の返納を命じたものでございます。

3. 住宅リブ*ーム助成制度について[土木部長]

①県内市町村の住宅リフォームの助成状況について

リフォーム一般に対する助成については、地元経済の活性化等を目的として取組が拡大しており、平成26年度は、21市町で実施されております。

このうち、鹿児島市では、平成24と25年度で、補助金約5億8千万円、工事費約58億円、経済効果約94億円と試算しております。

②他県の実績等について

ご質問のございました5県のうち、リフォーム一般を対象としているのは、秋田県と佐賀県であり、他の3県は耐震化やバリアフリー化等を要件とした制度となっております。

平成25年度までの実績は、秋田県では、4年間の補助金約69億円、工事費約1、032億円、経済効果約1、626億円と試算しております。

佐賀県では、3年間の補助金約30億円、工事費約256億円、経済効果約450億円と試算しております。

そのほか、山形県は3年間で、補助金約16億円、工事費約273億円、経済効果約370億円、静岡県は2年間で補助金約9億円、工事費約136億円、経済効果約211億円と試算しております。

広島県は、3年間で補助金約6千万円、工事費約12億円ではありますが、経済効果の試算は行っていないとのことであります。

③県による助成制度の実施について

国の「長期優良住宅化リフォーム推進事業」は、中古住宅流通・リフォーム市場の規模倍増の早期達成を目的に、床下防湿等の劣化対策や耐震改修等の性能向上、維持管理計画書の作成などを要件としており、リフォーム一般を対象としているものではないと承知しております。

リフォーム一般を対象とする助成制度は、地元経済の活性化等の性格が強く、市町村が地域の実情に応じて取り組むことが効果的であると考えており、県としては、市町村に対し、社会資本整備総合交付金の活用について助言を行うなどの支援をしてみたいと考えております。

4. 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場建設の問題について

[環境林務部長]

① 管理型最終処分場に係る住民理解について

管理型処分場の建設に賛同をいただいていない自治会の方々については、処分場の設置に伴う地下水や河川の汚染など施設の安全性等について危惧されているものと考えておりますが、同自治会の方々に対しては、これまで、戸別訪問や施工状況の現場視察などにより、施設の安全性について説明してきたところであり、去る8月末には、「クリーンパークさが」などの先進地を視察していただいたところでございます。

県としては、引き続き施設の安全性等について理解が得られるよう努めてまいりたいと

考えております。

② 処分場における雨水・地下水等への安全対策について

「エコパークかごしま」に降った雨水については、雨水集排水施設や防災調整池を整備して、近くの河川へ安全に排水することとしております。

また、埋立地内の地下水・湧水については、確実に集水し、速やかに排出できるよう、法面部には面状排水材を、底盤部には集排水管などの施設を整備するとともに、水質監視などを行うなど、安全面や環境面についても、万全の対策を講じているところでございます。

③ 処分場の維持管理業者の選定について

他県の管理型処分場において、浸出水調整池の不等沈下事故が発生しましたが、設計・施工・維持管理で事業者が異なり、責任の所在が問題となったという事例を踏まえて、基本計画等で一体的管理を行うこととしたところでございます。

設計・施工を行った共同企業体またはその構成員を相手方として、維持管理業務委託契約を締結することにより、責任の所在の明確化を図るとともに、各施設の状況を熟知した施工業者が維持管理を行うことで、一層安全な管理ができるものと考えております。

なお、埋立て、水処理施設の業務等については委託を考えておりますが、施設の運営、全体的な維持管理や委託業者への指示等については、県環境整備公社が現地で責任を持って行い、また、県が最終的な責任を持つことにしているところでございます。

5. 肥薩おれんじ鉄道への支援について[企画部長]

肥薩おれんじ鉄道に対する国及びJR九州の支援の拡充については、県開発促進協議会や県鉄道整備促進協議会等を通じて要望活動を行ってきており、この結果、国におきましては、線路使用料の大幅な増額や設備投資補助に係る地方財政措置など、支援の拡充を図ったところでございます。

また、JR九州においては、肥薩おれんじ鉄道が新幹線開業に伴い経営分離された経緯を有しておりますことから、平成25年度までとしていた要員派遣について、平成26年度以降も同鉄道がプロパー社員を確保するまでの間、運転士等を中心に引き続き、要員派遣を行うとともに、肥薩おれんじ鉄道とも連携した「ぐるりんきっぷ」等の共同企画切符の販売や旅行商品の造成など様々な支援を行っております。

今後とも、並行在来線を有する他の自治体やおれんじ鉄道とも連携し、国及びJR九州に対して、財政支援措置の拡充やプロパー社員養成の協力など、同鉄道への更なる支援の充実を求めてまいりたいと考えております。

6. 吉野地域の課題について

① 県道鹿児島吉田線・無線前バス停の停車スペース確保について

[土木部長]

県道鹿児島吉田線の大明丘団地入口から吉野中学校までの区間については、鹿児島市において、吉野第二地区土地区画整理事業で整備することとされており、本年2月に都市計画決定し、現在、事業計画決定に向けた手続きが進められているところであります。

バス停車スペースの確保につきましては、土地区画整理事業の手法を用いて、道路など公共施設の整備と、宅地の利用増進を一体的・総合的に図ることが最も効果的であると考えております。

②鹿児島養護学校の跡地の活用について[教育長]

同跡地については、吉野第二地区土地区画整理事業の対象地となっており、同事業に伴う換地等の方向性がはっきりしておりませんことから、現段階で活用や処分を検討できる状況にないところです。

同校跡地の利活用について、現時点で鹿児島市から利用の意向は寄せられておりませんが、今後の同事業の進捗状況を踏まえ、同市の意向も聞きながら、売却も含めた利活用について検討してまいります。